

寄 附 行 為

財団法人 福井県アイバンク

財団法人 福井県アイバンク 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人福井県アイバンクという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福井市和田中町舟橋7番1に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)により、眼球提供者の登録制度を設け、これを運営することにより、角膜移植術による視力障害者の視力の回復に資するとともに、眼に関する保健衛生の知識の普及啓発を図り、もって福井県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

[平成19年一部改正]

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 眼球提供者の募集および登録
- (2) 角膜移植希望者の募集および登録
- (3) 眼球の提供の斡旋および保存
- (4) 眼に関する保健衛生の知識の普及啓発
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、会計、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金および補助金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 この法人の資産は、基本財産および運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産として記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、この法人の業務運営上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事の承認を得て、その一部を処分し、または担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、また国債、公債その他の確実な有価証券に代えて理事長が保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、福井県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、事業計画または収支予算の変更について準用する。この場合において、同項中「会計年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に福井県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、福井県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員、顧問および事務局

(役員)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 3人
- (3) 理事(理事長および副理事長を含む。) 10人以上20人以内
- (4) 監事 2人

2 役員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて登記完了の日から2週間以内に、その旨を福井県知事に届け出なければならない。

[平成16年一部改正]

第16条 役員は、理事会において選任する。

2 理事は、互選により理事長および副理事長を定める。

3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。

5 監事に異動があつたときは、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。

(役員職務)

第17条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長がかけたときは、理事長からあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

4 監事は、民法第59条の職務を行うほか、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応ずる。

4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(事務局)

第21条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 その他事務局に関し、必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

第4章 理 事 会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の3分の1以上または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集は、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を、あらかじめ文書で理事に通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時および場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名 (書面表決者および表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名・押印しなければならない。

第 5 章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第 30 条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福井県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第 31 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、福井県知事の許可があったときに解散する。

2 この法人の解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、福井県知事の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。ただし、これに該当する団体がないときは、福井県に寄付するものとする。

第 6 章 雑 則

(委 任)

第 32 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項および第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和62年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、福井県知事の認可のあった日（平成16年8月2日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、福井県知事の認可のあった日（平成19年5月14日）から施行する。